



令和元年 5月 14日

午前・後 4 時の2分受領

令和元年 5月 14日

南山城村議会議長 廣尾正男様

南山城村議会議員 鈴木かほる印

## 一般質問通告書

次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
1、生涯住み続けられる村づくりのために	<p>高齢者が住み続けられる村づくりのために、急がれる施策</p> <p>①3月議会で30年度中に出すと約束された福祉施設計画の進捗状況はどうか。</p> <p>②4月から始まった通所型サービスA事業は、今は週1日の設定でNTふれあいすこやかセンターで行われている。現場では介護職員の頑張りで利用者への配慮あるサービスが工夫されているが、施設設備や介護職員の体制や待遇などまだ不十分だ。</p> <p>村の予算を増やし、介護保険適用時と同等のサービスにすべきではないか。</p> <p>③一人暮らしの高齢者への配食サービスは、単に食事を届けるだけでなく、見守り・健康状態把握・声掛けなどの役目も果たしている。</p> <p>ボランティアへの手当など予算を増やし、配食日数を増やすべきではないか。</p>	村長
2、働き方改革で村職員の勤務時間短縮のために	<p>4月1日施行の「南山城村職員の勤務時間、休暇に関する条例」の改正があり、時間外の勤務の制限項目が追加された。</p> <p>①必要なことは「規則」で定められたが、職員の勤務実態は改善されたのか。</p> <p>②具体的にどのような改善策が立てられているか。</p>	村長
3、利用しやすい村内交通のために	<p>すべての交通機関の掲載された新しい時刻表が配布されたが、3町村共通であり、お年寄りからは「見方がわからない、使いにくい」と言われている。</p> <p>皆が利用しやすいように、バス停ごとの時刻表掲示、地域別の時刻表などさらに工夫されるべきではないか。</p>	村長

(注) 1質問の要旨は、具体的に記載してください。(議員必携 150ページ参照)

2質問の相手は、村長、行政委員会の長または監査委員とします。